



LINE 相談窓口「消費生活相談@長野県」を開設します

商品やサービスの契約トラブルなどに関する相談を LINE チャットで受付・対応する窓口を開設します。

1 窓口開設時期

令和6年 10月21日 (月) 午前8時30分から



[プロフィール画像イメージ]

2 相談受付・開所時間

【相談受付】 24時間※1

【開所時間】 午前8時30分から午後5時まで (土日祝日、年末年始は除く)

(※1) 相談対応は消費生活相談員が開所時間内に行います。開所時間外(休日夜間等)に寄せられた相談には、翌開所時間に返信します。なお、相談内容や混雑状況等により、返信に時間を要する場合がありますので、お急ぎのご用件は電話や来所での相談をご検討ください。

3 対象者

長野県内にお住まいの方

4 相談内容・対応

「商品やサービスの契約で事業者とトラブルになった」「製品を使ってけがをした」など、消費生活に関する事業者とのトラブルに関する相談に対応します。※2

消費生活相談員が、事業者との自主交渉の方法や具体的な解決策などを助言します。ケースによっては交渉の手伝い(あっせん)をすることもあります。

(※2) チャットでの相談から、電話での相談に移行させていただく場合があります。

5 相談方法

以下ホームページを通じて、LINE アプリで友達登録し、相談内容をチャットで送付してください。

【URL】 <https://www.nagano-shohi.net/linesoudan/>



[友だち登録用 QR コード]

《例えば、こんなお困りごとがありましたらご相談ください》



- ・副業サイトに登録したら、高額なマニュアル代を請求された。
- ・広告で格安の脱毛サロンに行ってみたら、高額な契約をしてしまった。
- ・毎月、自分の口座から心当たりのない名目で少額の引き落としがあることに気が付いた。



相手を確認してから電話にでましょう！

- ☑在宅中でも留守番電話設定
- ☑迷惑電話防止機能付き電話機・録音・警告メッセージ機能付き対策機器の活用
- ☑ナンバーディスプレイ・着信拒否設定の利用

(問合せ先)

担当：県民文化部暮らし安全・消費生活課
企画指導係 井口
電話：026-235-7151 (直通)
FAX：026-235-7374
E-mail：kurashi-shohi@pref.nagano.lg.jp